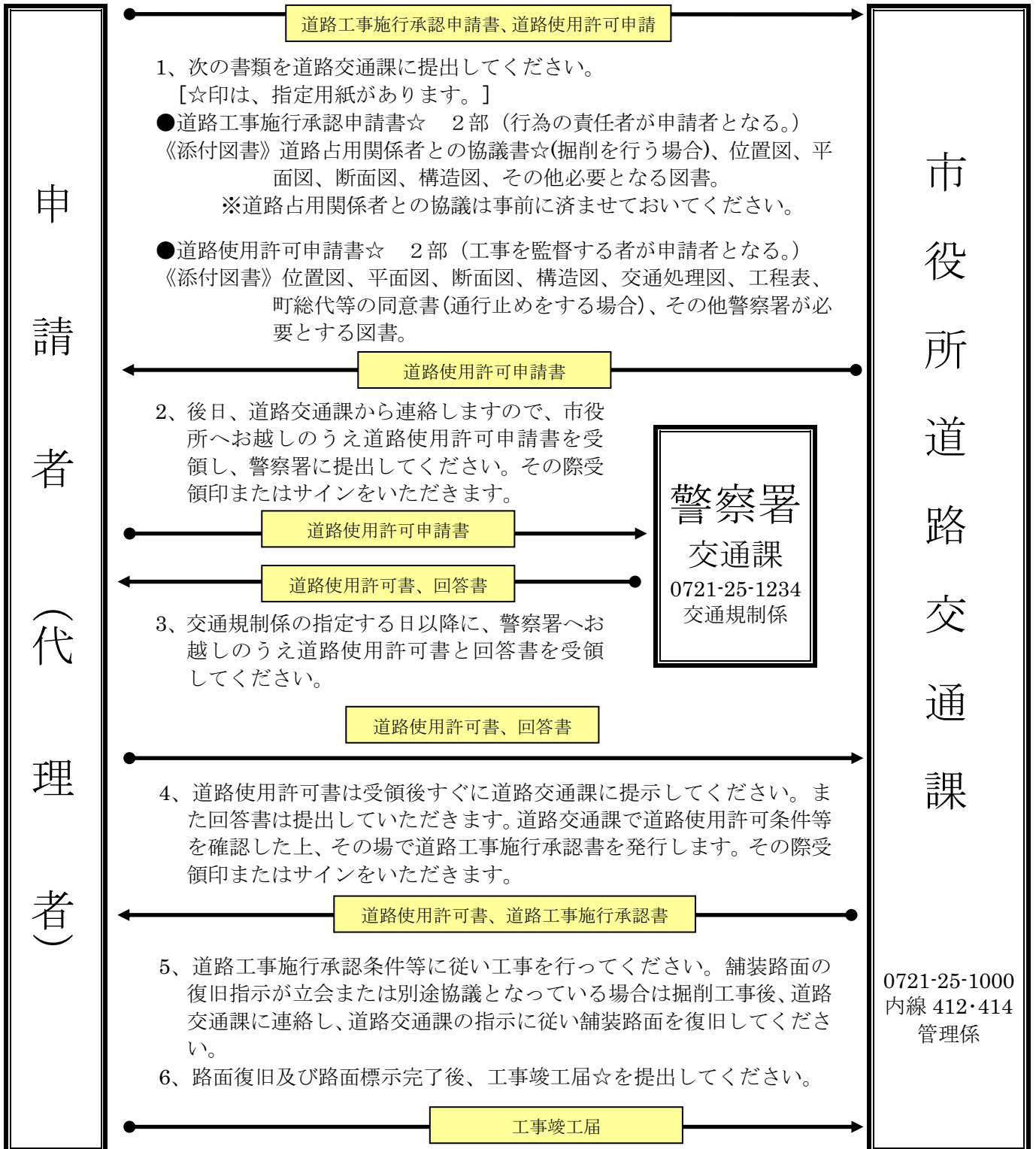


道路工事施行承認の申請手続き

富田林市が管理する道路の工事施行を行う場合は、次により承認を受けて下さい。尚、道路法並びに富田林市道路工事施行規則などにに基づき、申請内容の変更を指示する事があります。また申請そのものを受理できない、または承認できない事もありますので、はじめて申請される方は事前に道路交通課に連絡をお願いします。

道路に電柱や埋設管などの占用物にかかる工事は、「道路占用許可」の申請をしてください。



※申請から承認まで、概ね2～3週間程度の期間を要します。